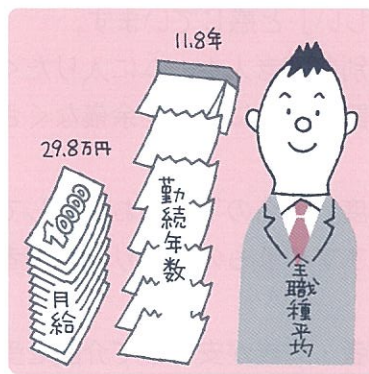


介護に働く労働者が いきいき働ける処遇改善を!



出所：厚生労働省2012年賃金構造基本統計調査 時間外手当などを除く所定内賃金(税金などを引く前)

介護保険制度が始まって13年、やりがいはあるのに、あまりの低賃金・ひどい労働条件の下で職場を離れざるをえない状況にあります。

介護に働くすべての職員がいきいきと働けるよう、介護保険制度の改善を求めます。

2012年の「制度改革」で…

全労連が取り組んだヘルパーアンケートでは、生活援助が45分に短縮され、利用者へのサービスと会話時間が減少。ヘルパーの賃金や労働条件が悪化し、ヘルパーのやりがいを奪っています。

さらなる制度改悪が

今政府は、介護保険における利用者の負担増や軽度者の切り捨てを検討しています。その一つとして、要支援1・2を介護保険給付対象からはずし、15年より段階的に地域支援事業に移行することが検討されています。また、その事業内容は各市町村の裁量とされるため、地域間でサービスの量や質に格差が生じることにもなります。ただでさえ必要な介護を十分に受けられていない利用者から、さらに介護を奪うことになりかねません。



介護の公的責任・保険給付の縮小へ

利用料を2割負担へ引き上げ

所得が一定以上の人の利用料を1割負担から2割負担へ引き上げ。
ひとり暮らしの場合、年金収入280万か290万円以上は2割負担に。高齢者の約20%が該当。

特養入所は要介護3以上に

特別養護老人ホームの入所対象は要介護3以上の重度者に限定。
軽度者でも在宅介護が困難で、特養入所を必要とする人たちは行き場を失ってしまいます。

施設から在宅へ

「地域包括ケアシステム」の名のもとに、介護を「施設から在宅に」と移行する方針。サービス付高齢者住宅などを増設して、特養から在宅での看取りへ。

誰もが安心して受けられる介護制度の実現を!

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

介護労働者の処遇改善を求める請願署名

介護労働者の処遇改善は喫緊の課題となっています。介護労働者の平均月収は206,000円と全労働者平均と比べて極めて低いのが実態で、生活のために辞めていく人があとを絶ちません。また、多くの介護事業者も「今の介護報酬では人材確保のために十分な賃金を支払えない」「人材の確保ができず、事業所の努力だけでは安定的な運営が難しい」と感じています。

同時に、介護保険料や利用料が払えない、特別養護老人ホームに入りたくても入れないなど、必要な介護サービスが受けられない人が増加し、介護のために離職を余儀なくされるなど、家族にかかる負担も大きくなっています。

しかし、政府・厚生労働省が「持続可能な制度」の名の下に行おうとしている介護保険制度のさらなる改悪は、「給付抑制」と「負担増」を一層すすめるものであり、利用者・家族や介護労働者に深刻な影響を及ぼすことになります。

介護労働者がいきいきと働き続けられ、利用者・家族が安心して介護を受けられるようにするために、国の責任による処遇改善・制度充実の実現を求め、以下の請願をします。

【請 願 項 目】

1. 介護保険財政への国庫負担を増額し、介護報酬の大幅な引き上げを含め、介護労働者の処遇を抜本的に改善してください
2. 介護労働者の処遇改善、働き続けられる環境をつくるためにも以下の施策を行ってください
 - ①要支援者のサービスは市町村の事業に移さず、内容を充実してください
 - ②利用料の負担割合の引き上げを実施しないでください
 - ③施設入所の対象から軽度者はずさないでください。低所得者が安心して入所できるよう費用負担の軽減制度を強化してください

氏 名	住 所